

餅つき機	1台につき1時間	280円
ミキサー	1台につき1時間	120円
熱交換殺菌試験機	1台につき1時間	980円
真空凍結乾燥機	1台につき1時間	450円
濃縮試験機	1台につき1時間	390円
製麺機	1台につき1時間	280円
魚肉採取機	1台につき1時間	200円
伍詰巻締機	1台につき1時間	200円
モルダー兼用パイローラー	1台につき1時間	120円
高圧ホモジナイザー	1台につき1時間	390円
レトロト殺菌試験機	1台につき1時間	1,170円
バルバーフィニッシャー	1台につき1時間	280円
フィルタープレス	1台につき1時間	280円
くん煙装置	1台につき1時間	1,550円
遠心分離機	1台につき1時間	200円
油圧搾汁機	1台につき1時間	120円
蒸し器	1台につき1時間	800円
高速冷却遠心機	1台につき1時間	840円
コンベクションオープン	1台につき1時間	160円
開放試験室	1室につき1時間	210円
清酒加工室	1室につき1時間	310円
調理試食室	1室につき1時間	320円

(2) 食品試験機器

種別	単位	金額
味覚センサー	1台につき1時間	2,440円
蛍光エックス線分析装置	1台につき1時間	1,980円
液体クロマトグラフ	1台につき1時間	1,610円
分光光度計	1台につき1時間	330円

オートクレーブ	1台につき1時間	140円
純水製造装置	1台につき1時間	310円

別表第1の6の表及び7の表を削り、別表第1の5中「林業機械」の次に「及び研修室」を加え、同表の5の表に次のように加える。

第1研修室	1時間	750円
第2研修室	1時間	530円

別表第1の5の表を別表第1の6の表とし、別表第1の4中「木材加工・試験機械」を「木材加工機械及び木材試験機械」に改め、同表の4(1)中「加工機械」を「木材加工機械」に改め、同表の4(2)中「試験機械」を「木材試験機械」に改め、同表の4の表を別表第1の5の表とし、別表第1の3の表の次に次の1表を加える。

4 食品加工機械設備（試験等の性質上1日単位で使用するものに限る。）

種別	単位	金額
温調仕込タンク（30リットル）	1台につき1日	3,790円
温調仕込タンク（200リットル）	1台につき1日	4,510円
味噌麹室	1室につき1日	5,820円
味噌温醸室	1室につき1日	5,820円
漬物発酵室	1室につき1日	3,880円
低温熟成室	1区画につき1日	180円
冷凍室	1区画につき1日	280円
恒温保存室（35℃）	1区画につき1日	300円
恒温保存室（25℃）	1区画につき1日	220円
恒温保存室（10℃）	1区画につき1日	290円

備考 1区画は、0.5平方メートルとする。

別表第2の3の表中「粗たんぱく質」を「たんぱく質」に、「粗脂肪」を「脂質」に改め、粗繊維の項を削り、「糖質」を「炭水化物」に改める。

別表第2の4の表ビタミン定量の項の次に次のように加える。

食物繊維	1試料	15,040円
------	-----	---------

別表第2の4の表アミノ酸の項の次に次のように加える。

脂肪酸組成	1 試料	6,020円
-------	------	--------

別表第2の4の表脂肪酸の項を削り、同表有機酸の項の次に次のように加える。

アルコール	1 試料	1,590円
-------	------	--------

別表第2の4の表中「10,430円以下」を「15,040円以下」に改める。

別表第2の7の表中	大腸菌群定性試験	1 試料	を
	大腸菌群定量試験	1 試料	

微生物定性試験	1 試料 1 菌種	に改め、同表に次のように
微生物定量試験	1 試料 1 菌種	

加える。

発育し得る微生物試験	1 試料	2,150円
------------	------	--------

別表第2の8の表を次のように改める。

種別	単位	金額
粒度分布測定	1 試料	2,780円
酸度（酸価）測定	1 試料	1,250円
過酸化物価測定	1 試料	1,520円
水素イオン濃度（pH）	1 試料	850円
検鏡試験	1 試料	1,060円
その他の分析及び試験	1 試料	850円以上 2,780円以下

様式第1号中

その他必要な事項	
----------	--

を

その他必要な事項	
----------	--

県内の事務所又は事業所（県外の申請者）	所在地	
---------------------	-----	--

が県内に事務所又は事業所を有する場合に記入すること。)	名 称	
	電話番号	

に改める。

様式第2号中

その他必要な事項	
----------	--

を

その他必要な事項	
----------	--

県内の事務所又は事業所 (県外の申請者が県内に 事務所又は事業所を有す る場合に記入すること。)	所 在 地	
	名 称	
	電話番号	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の富山県農林水産総合技術センター条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(農林水産企画課)

